

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、令和2年3月24日に、全国の小学校等について、学校再開ガイドライン及び臨時休業ガイドラインが発出されたことを踏まえ、小学校等の臨時休業等により保護者として子どもの世話をを行うことが必要となる労働者の有給の休暇取得を支援するため、両立支援等助成金の暫定的な特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正を行う。

2. 改正の概要

- 対象となる有給休暇の期限を令和2年3月31日から同年6月30日に延長する。
- 助成金の支給対象事業主は、（1）又は（2）のいずれかに該当する事業主とする。
 - （1） その雇用する被保険者が、小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校その他の雇用環境・均等局長が定める施設及び事業（（2）において「小学校等」という。）のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学等している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下同じ。）の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主
 - （2） その雇用する被保険者が、小学校等に就学等している子どもであって、次のいずれかに該当することにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当であるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主
 - ① 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと
 - ② 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること
- その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び第2項

4. 公布日等

公布日：令和2年4月15日（予定）

施行期日：公布の日

（※令和2年4月1日以降の有給休暇について適用する。）